

## 休眠預金等活用法に関する預金等規定

この規定は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）において、第2条に掲げる預金等に係る取扱いを定めたもので、第2条に掲げる預金等に該当するものについては、各種預金規定のほか本規定にもとづきお取扱いします。

### 1.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、【別表】の預金について、次の各号を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱いします。

#### （1）預金共通の異動事由

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - イ. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - ロ. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受ける住所地

#### （2）預金の種類ごとに取扱う異動事由（預金の種類ごとの異動事由は【別表】のとおりです。）

- ① 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引がなかった場合を除きます。）
- ② 預金者等からの残高の確認があったこと（当行が把握できる場合に限りします。）
- ③ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限りします。）
- ④ 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が把握できる場合に限りします。）
  - イ. 当行名称およびこの預金を扱う店舗の名称
  - ロ. この預金の種別
  - ハ. 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
  - ニ. この預金の名義人の氏名または名称
  - ホ. この預金の元本の額
- ⑤ 複数の預金を組み合わせた商品（総合口座等）において、他の預金について前項および前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

### 2.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 前記1. に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

（2）前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金等にあつては、初回満期日）

- ② 初回満期日後に次に掲げる事由が生じた場合は、当該事由が生じた期間の満期日
  - イ. 異動事由（前記1. に掲げる異動事由をいいます。）
  - ロ. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までには通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、当該預金について支払が停止された場合は、当該支払停止が解除された日
- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となった場合は、当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていた場合（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り）は、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
- ⑥ 複数の預金を組み合わせた商品（総合口座等）の取引における預金のいずれかに、前各号に掲げる事由が生じた場合は、当該事由が生じた預金に係る最終異動日等

### 3.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
  - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
  - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）
  - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
  - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求します。
  - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ② この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
  - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

### 4.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【別表】 「○」印のお取引を異動事由といたします。

預金の種類 (※1)	預金の種類ごとに異なる異動事由					総合口座の他の預金 または同一の通帳に おける他の預入れに ついて、左記いずれ かの異動事由の発生
	通帳・証書		残高の 確認 (※3)	ご契約 内容の 変更等	情報の 受領 (※6)	
	発行・ 繰越	記帳 (※2)				
当座預金	○	—	○	○ (※4)		—
普通預金	○		○	○ (※4)		○
決済用預金	○		○	(※5)		○
こうぎん後見制度支援預金	○		—			—
貯蓄預金	○		○			○
納税準備預金	○		○			—
スーパー定期預金 (注1)	○		—			○
変動金利定期預金 (注2)	○	○	—			○
大口定期預金 (注3)	○		—			○
期日指定定期預金 (注4)	○		—			○
積立式定期預金 (注5)	○		—	○ (※4)		○
通知預金 (注6)	○		○		○	○
定期積金	○		—			—
総合口座	○		○			○
非居住者円普通預金	—	—	—			—
非居住者円定期預金	○	—	—			—

(※1) マル優の適用を受けた預金や財形預金等は対象外となります。

(※2) 記帳する取引がなかった場合を除きます。

(※3) お客さまによる自動機またはインターネットバンキング等の非対面取引による残高照会のうち、当行が把握できる場合に限りします。

(※4) お客さまの申出による取引店の移管または顧客情報 (住所・氏名・電話番号等) の変更 (当行が把握できる場合に限りします。)

(※5) お客さまの申出による預金種別の変更 (「普通預金から決済用預金」または「決済用預金から普通預金」)

(※6) 休眠預金等に係る通知書の窓口等での受領等、当行が把握できる場合に限りします。

(注1) 次の商品が対象となります。

- ①非自動継続スーパー定期預金 (通帳式、単利型)、②非自動継続スーパー定期預金 (通帳式、複利型)、
- ③非自動継続スーパー定期預金 (証書式、単利型)、④非自動継続スーパー定期預金 (証書式、複利型)、
- ⑤自動継続スーパー定期預金 (通帳式、単利型)、⑥自動継続スーパー定期預金 (通帳式、複利型)、
- ⑦自動継続スーパー定期預金 (証書式、単利型)、⑧自動継続スーパー定期預金 (証書式、複利型)

(注2) 次の商品が対象となります。

- ①非自動継続変動金利定期預金 (通帳式、単利型)、②非自動継続変動金利定期預金 (通帳式、複利型)、
- ③非自動継続変動金利定期預金 (証書式、単利型)、④非自動継続変動金利定期預金 (証書式、複利型)、
- ⑤自動継続変動金利定期預金 (通帳式、単利型)、⑥自動継続変動金利定期預金 (通帳式、複利型)、
- ⑦自動継続変動金利定期預金 (証書式、単利型)、⑧自動継続変動金利定期預金 (証書式、複利型)

(注3) 次の商品が対象となります。

- ①非自動継続大口定期預金 (通帳式)、②非自動継続大口定期預金 (証書式)、
- ③自動継続大口定期預金 (通帳式)、④自動継続大口定期預金 (証書式)

(注4) 次の商品が対象となります。

- ①非自動継続期日指定定期預金（通帳式）、②非自動継続期日指定定期預金（証書式）、
- ③自動継続期日指定定期預金（通帳式）、④自動継続期日指定定期預金（証書式）

（注5）次の商品が対象となります。

- ①よさこい積立定期預金「フリープラン」、②よさこい積立定期預金「育英プラン」、
- ③よさこい積立定期預金「ハッピープラン」、④よさこい積立定期預金「子育て応援プラン」、
- ⑤よさこい積立定期預金「給振・年金・口振指定プラン」

（注6）次の商品が対象となります。

- ①通知預金（証書式）、②通知預金（通帳式）